ナチス時代の強制労働者補償問題 ― 『終わることのない責任』?

葛 谷 彩

目次

はじめに

- 1. ドイツの戦後補償における強制労働者補償問題
- 2. 強制労働者補償問題解決までの過程(1996-2001)
- 3. 「記憶・責任及び未来」基金の活動・支払い完了報告 (2001-2007) おわりに

付録

別添1:ドイツの戦後補償 (2009年12月末現在)

別添2:基金支払いに関する統計

参考文献一覧

はじめに

2007年6月11日、「記憶・責任及び未来」基金(以下、「基金」と略す)"管理委員会は、元強制労働者への補償支払い完了を宣言した。翌日、それを受けて催された記念式典における演説の中でメルケル首相(Angela Merkel)は、「第二次世界大戦後さまざまな種類の補償金が総額約640億ユーロ支払われたが、ナチス時代の強制労働者はその対象外とされていた。本基金設立によって、政府と経済界はこれまでの補償制度を補うことを望んだ。支払いは今や完了し

たが、基金の任務は終わっていない。重要なのは、ナチズムの犯罪に対するドイツの終わることのない責任を自覚し続けると同時に、今日の世界中の全体主義的な動向に対して立ち向かうことである」と述べた。同首相の演説は、一方で犠牲者への金銭的補償によって基金の任務は完了したわけではないとし、ナチズムの犯罪に対するドイツの「終わることのない責任」を強調しつつ、他方で、同基金の今後の活動が被害者の人道的社会支援や、強制労働の記憶を褪せさせないための歴史研究、人権や民主主義を促進する国際プロジェクトの助成等、「記憶と未来を志向する国際協力」を中心としたものへと移行することを示唆している。(*) そこには、ナチズムの犯罪に対するドイツの償いのありようが、金銭的補償から、歴史研究、諸国民の和解及びかかる犯罪の再発防止を目的とする未来志向の取り組みに移行しつつあるという政府の認識が伺えるように思われる。

本稿は、同基金の補償支払い完了を機にドイツの戦後補償において最後の金 銭的補償とも目される強制労働者補償問題⁽³⁾を、これまでのドイツの戦後補償 の中に位置付けつつ概観し、かつその意味と課題、今後の展望について考察す ることを目的とする。

周知のとおり、わが国におけるドイツの戦後補償への関心は一貫して高い。 先行研究に関して言えば、ドイツの戦後補償全般はもとより、強制労働者補償 問題についてもかなりの数の文献が存在する。"しかし、それらは『記憶・責 任及び未来』基金の発足(2000年7月)前後に集中しており、その後の、とり わけ支払い開始後の展開を必ずしも十分に跡付けているとは言いがたい。本稿 では、2007年6月11日における補償支払い終了を機に刊行された「基金」の報 告書を手がかりとして、かつ同時期に出された二次文献を援用しつつ、支払い 開始後の展開とその後に派生した問題をも概観することで、1)これまでの強 制労働者補償問題をめぐる先行研究を補うと同時に、2)それを踏まえた上で ドイツの戦後補償を評価することに意義を見出すものである。

第一章では強制労働者補償問題の背景を、ドイツの戦後補償の歴史の中に辿りつつ論じる。第二章では、強制労働者補償問題解決までの交渉過程とその結

果を、各当事者の補償に対する立場とそれをめぐる争点を軸に概観する。第三章では、「基金」が刊行した「共通の責任と道徳的義務:「記憶・責任及び未来」基金の支払いプログラムに関する完了報告」を基に、基金の活動と補償支払いの実態を概観する。最後に同基金による強制労働者補償を評価すると同時に、その問題点や今後の展望について考察する。

1. 戦後ドイツの補償における強制労働者補償問題

強制労働者問題とは、第二次世界大戦中、戦争の長期化により労働者不足に陥ったナチス・ドイツが、その穴を埋めるべく強制収容所もしくはそれに準じた収容所の囚人(ユダヤ人、政治犯や戦争捕虜など)やゲットーのユダヤ人、及びドイツ占領下のポーランドやソ連など中東欧諸国から強制移送されてきた民間人を、強制収容所やゲットー、ドイツ国内やドイツ占領地域の工場(主に軍需産業)などで強制労働に従事させていた問題を指す。事実上労働力として搾取されていた強制収容所などの囚人やゲットーのユダヤ人に対し、ドイツ占領下の中東欧諸国から移送されてきた民間人の場合、賃金は支払われていたものの、通常の募集では間に合わないことが判明すると、本人の意思に反して移送されるようになり、収容施設もしくはそれに近い劣悪な生活状況の中、人種主義的差別を受けながら強制労働に従事していた。その数はおよそ800万から1400万人と言われている。(⑤)

ドイツの戦後補償®は戦争終了後の占領期から始まる歴史を持つ(別添1参照)。にもかかわらず、なぜ強制労働者への補償が開始されるのに50年以上の歳月を要したのか。その背景には、ドイツの戦後補償とそれを規定する重要な要因であった国際環境の特殊性がある。

ドイツの戦後補償の特殊性として、「賠償(Reparation)」と「補償(Wiedergutmachung, Entschädigung)」の峻別の強調が挙げられる。「賠償」とは戦争の結果生じる国際法上の国家間の賠償責任の義務であり、敗戦国側から戦勝国側に一方的に支払われるものである。ドイツの賠償問題については、

占領を終結させるために英仏米と西ドイツとの間で1952年 5 月26日にボンで署名された「戦争及び占領から発生する問題の解決に関する条約」(移行条約)により、ドイツの賠償問題の解決はドイツと旧敵国との間で平和条約により解決されることが確認され(同条約第6章第1条第1項)で、さらに1953年西側の旧連合国諸国との間で締結された「ロンドン債務協定」において、ドイツが1933年以降のドイツの外交政策にかかわる債務として145億マルクの支払いを1994年までに履行することが決定されたが、その第5条2項では「第二次世界大戦が原因でドイツと交戦状態にあった国々・・・とこれらの国々の国民によって・・・出される要求の検討は、賠償問題の最終的取り決めまで保留される」こととしており、ドイツ政府は同条文は将来の平和条約の締結まで賠償請求を延期するものであるとの解釈をとった。(6)

これに対し、「補償」とは賠償の対象となりうる戦争行為以外による損害、 より具体的にはナチスの犯罪的行為による財産及び人身への損害に対する経済 的負担を指しており、道徳的側面を含む概念である。また、補償は国によるも のであれ、企業によるものであれ、基本的には個人を対象に行われるものであ るとされている。(*) ナチスの不法、すなわち「国民社会主義(ナチズム)に対 する政治的反対を理由に又は人種、宗教もしくは世界観を理由に」迫害された ことにより「生命、身体、健康、自由、財物、財産上の利益、職業活動又は経 済活動における損害 | を受けた人々に対しては∞、原則としてドイツ国内在住 者™には国内法である「連邦補償法(Bundesentschädigungsgesetz: BEG)」、 国外在住者には相手国(イスラエルや旧西側諸国)との二国間協定である「包 括協定(Globalverträge, o. Ä) に基づいて個人補償を行なってきた。これに 対し、強制労働者補償問題については、ドイツ政府は強制労働者問題を「補償」 の対象になるナチスの不法によるものではなく、戦争に付随する賠償問題と理 解していたがゆえに、「ロンドン債務協定」の第5条第2項に依拠して、同問 題は「平和条約|締結までその解決が猶予されると解釈した。これが強制労働 補償問題への対応が遅れた第一の理由である。もっともかかる国際法に則った 「賠償」と国内法に則った「補償 | という峻別の出発点となったのは、自国民 の公民権を奪い、一民族の抹殺を党と国家が一体となって組織的かつ計画的に 実行に移し、結果として大量の犠牲者を生み出すという、従来の戦争犯罪の枠 を超えたナチスの不法に如何に対応するかという問題であった。¹²

さらにもう一つの理由として、被害者の大半がソ連や東欧諸国にいるという事実があった。さまざまな形で補償を受けてきたユダヤ人などとは異なり、70年代のデタントと東方政策の中で、ポーランドや一部の国々に対しては人体実験の被害者などに対する個人補償が行なわれたものの™、強制労働者をはじめとする同諸国在住の被害者に対する補償はほとんどなされてこなかった。以上の二つの理由を規定していたのは、冷戦と東西ドイツ分割という戦後ドイツがおかれた特殊な国際環境であった。そこでは、賠償問題の解決を意味する平和条約の締結は事実上不可能であった。換言すれば、ドイツの戦後補償は戦後ドイツをめぐる二つの特殊性(ナチスの不法という歴史的事実、冷戦と東西分割という国際環境)の産物であった。

事態が根本的に変わったのは、冷戦の終わりと1990年のドイツ統一というやはり国際環境の大転換によってであった。同年には戦勝国四カ国(米、ソ連、英、仏)がドイツ統一を承認した「ドイツに関する最終規定条約」(「2+4条約」)が締結され、それを受けて旧東側諸国に対する補償の金銭支払いが行われた。→の際、ソ連とボーランドは旧東ドイツとの賠償協定(1953年)により既にドイツ全体に対する請求権を放棄していたため、統一ドイツの旧東側諸国に対する金銭支払いは、従来の「ナチスの不法に対する補償」の枠組み(二国間協定)で行われた。91年にポーランドとの間で協定に基づく「ポーランド・独和解」基金を発足させたのを機に、96年にかけて旧ソ連諸国や東欧諸国とも同様の基金を発足させた。しかし、同基金は強制労働者に対する補償を直接対象としてはおらず、一人当たりの分配額も数百マルクと少なかった。また、これらの諸国以外に住むユダヤ人の間には依然として強制労働に関する補償要求がくすぶっていた。→

さらにもう一つの問題点として、国家から強制労働者の提供を受けて利益を 上げた企業に責任があるかということであった。じじつ、50年代から60年代に は、これらの企業を相手に未払い賃金や損害賠償を求める訴訟が元強制労働者 からいくつか提起された。企業の中には和解に応じ、補償のための基金を設け たところもあるが冬、訴えられた多くの企業は、強制労働者の受け入れはナチ ス国家によって強制されたものであるとして自らの法的責任を認めてこなかっ た。訴訟自体については極まれなケースを除いて、ことごとく原告側の敗訴に 終わった。主に連邦诵常裁判所(民事事件の最高裁)レベルで、第二次世界大 戦から生じた請求権の審査を賠償問題の最終的解決まで延期したロンドン債務 協定第5条第2項を根拠として、強制労働から生じた請求権を、「戦争指導と の内的な関係から生じた典型的な賠償 | であるとして、訴えが棄却されたから である。さらに民法に則った強制労働者が受けた損害についての個人による補 償請求権も、連邦補償法等のドイツの補償規定上、認められてこなかった。こ れは、ドイツ政府が強制労働は典型的なナチスの不法行為ではなく、戦争上の 措置であり、また国際法上の個人的請求権は認められておらず、請求は国家に よってのみ行われることから、個人的請求権は国家間の賠償請求に吸収される との見解をとっていたためである。また、国際法の対象にはならないドイツ人 による請求のケースでも、時効を理由に棄却されてきた。

他方で、ドイツ国内では、補償の対象外とされてきた強制労働者に対して補償を行おうとする動きが見られた。特にポーランドを中心とする旧共産圏の強制労働者に対し、何らかの補償を行うべきであるとの主張が、80年代中頃から社民党(SPD)や緑の党などの左派の政党を中心に高まり、すでに1984年には緑の党が強制労働者補償のための基金を創設する法案を提出した。1986年1月の「強制労働を事後に金銭で補償するとすれば、それは極めて不十分にしかなされないが、金銭的な補償は元来自明の理としなければならない」として強制労働者を使用した企業に補償を求める欧州議会の決議もこうした動きを後押しし、1990年3月には、当時与党だったキリスト教民主同盟/社会同盟(CDU/CSU)、自由民主党(FDP)も、ボーランド、ソ連の強制労働者への補償が可能であるとの立場を受け入れた。さらに緑の党などの補償推進派は企業にも出資を求め、強制労働を対象とした基金創設への動きを強めていった。

2. 強制労働者補償問題解決までの過程(1996-2001)

強制労働者補償問題が本格的に動き出したのは、90年代の後半であった。そこには二つの要因があった。

一つは、1996年から始まる米国を舞台とするドイツ企業に対する集団訴訟が 相次いだことであった。97年ごろから、第二次世界大戦中に殺害されたユダヤ 人のスイスの銀行における休眠口座の問題などが、スイスのナチス・ドイツへ の荷担の問題として表面化した。スイスの銀行を相手どった集団訴訟が起こさ れ、スイスの銀行との取引停止などのボイコット運動が訴訟を有利に運ぶため の手段として使われた。98年には、スイスの銀行が22億マルクの基金を創設す ること、並びにスイスの財政当局の関与についての専門家による再調査の約束 を条件に和解が成立した。その集団訴訟を率いたのと同じユダヤ系のエドワー ド・フェーガン弁護士らが、同様の手段で98年初頭からドイツ企業相手の強制 労働訴訟にも乗り出し、請求額はドイツ銀行、ドレスナー銀行に対するものだ けで計180億ドルに達した。その他、3月にはフォード社(註:戦時中にケル ン工場で強制労働者を使用していた)、8月にはフォルクスワーゲン社、 BMW、ダイムラー・ベンツ社、ジーメンス社、クルップ社、MAN社、ライカ 社に対する集団訴訟が相次いで米国で開始された。ドイツ企業側が最も恐れて いたのはスイスの時と同様、法廷闘争自体よりもむしろそれによる自社のイメ ージ・ダウンや、ドイツ企業が米国において不買運動やキャンペーンなどの対 象にされかねない状況であった。⇔すなわち、巨大な米国市場でのドイツ企業 の利益を守るために、強制労働者補償問題に対して何らかの行動をとる必要に 迫られたのである。

もう一つは、強制労働者補償問題に対して消極的であったコール政権と異なり、左派のSPDと緑の党の連立からなり、また初の戦後世代であるシュレーダー政権がこの問題の解決に対して意欲的であったことである。98年10月のSPDと緑の党による連立協定において、両党は強制労働者補償問題の解決を盛り込んだ(ドイツ企業が参加する形での「ナチス時代の強制労働に対する補償」基

金の設立)。これに対し、主要なドイツ企業の代表者も元強制労働者に対する 人道的観点からの補償を行うためのイニシアティヴにつき、シュレーダー首相 (Gerhard Schröder) の政治的サポートを要請した。同政権の意向を受けたボ ド・ホンバッハ首相府長官(Bodo Hombach)が早速訪米し、ユダヤ人団体な どとの間で交渉を始め、早期解決を目指して動き始めた。™この予備交渉の段 階で独米の間には既に、後の重要な争点となる法的安定性の問題における見解 の違いが明らかになっていた。同問題に対し、ドイツ企業側は被害者の法的請 求権と自らの法的義務を認めず、あくまで道徳責任から基金設立による補償を 行うと主張し、さらにその代償として二国間の協定に基づく米国側による強固 な法的安定性∞の保証を要求した。他方、米国側は元強制労働者ならびにホロ コースト犠牲者の裁判による補償要求実現の可能性を閉ざすことを懸念し. ◎ 基金設立と引き替えに法的安定性を求めるドイツ企業側の意向についても基本 的には前向きな姿勢を見せつつも、犠牲者の裁判による問題解決の道を閉ざす ことへの懸念から、二国間協定による法的安定性の保証には消極的であった。◎ これに対し、両者の間の溝を埋めるための解決案が当時の米国のコーンブルム 駐独大使(John Kornblum)により提案された。すなわち、ドイツ企業の善意 に基づく基金設立により、同補償問題を法律的問題から人道的問題に転換させ るというもので、これによりコーンブルム駐独大使はドイツ側に対して、米国 政府が国内裁判所に対して、裁判による同問題の解決に替わる正当な代替案と して同基金を提示することになるであろうと請け負った。さらに過去を対象と する補償の他に未来志向の要素を基金に備えさせるというコーンブルムの提案 は、ドイツ企業側の代表であり後に「ドイツ経済界基金イニシアティブ」の代 表となるマンフレート・ゲンツ(Manfred Gentz)ダイムラー・ベンツ社取締 役(当時)の構想にも適うものであった。同案を基にして、ホンバッハ長官率 いる首相府の非公式作業グループは解決策の構想を練り上げていった。∞

さらにこの段階において重要な方向転換が見られた。すなわち、補償において東欧諸国の強制労働者を、これまで優遇されていたユダヤ人被害者と同等に扱うということである。これに対し、早期解決を目指していたホンバッハ長官

は消極的であり、とりわけ東欧諸国の強制労働者の大部分を占める戦時中農場 で働かされた強制労働者を含めることに強く反対した。その裏には、とりわけ 米国のユダヤ人団体の利益を満たすべきであるというプラグマティックな考慮 が働いていた。さらに、ドイツで普及していた東欧の強制労働者と本来のナチ ス被害者を区別するという考え方がこれに加わった。それによれば、東欧諸国 からドイツへの労働移民は昔からよく知られた現象であり、最終的にこれらの 人々は戦時中ドイツ国内で比較的良い待遇を受けていたとされている。他方、 これに対して、米国側の交渉代表であるスチュアート・アイゼンスタット国務 省経済・ホロコースト問題担当次官補(Stuart Eizenstat)とゲンツ代表はこ れまでの補償の不備を拡大しないためにも、ドイツ政府は東欧諸国を排除する べきではないと要請した。それに加えて、東欧諸国の強制労働者の補償要求が、 すでに10年以上も前から政権与党であるSPDや緑の党が要求していた政治的イ ニシアティブのテーマであり、国内世論でも大きく注目されていたことが、東 欧諸国の強制労働者の被害者への算入を後押しした。同時に、米国の弁護士が 在米ポーランド人元強制労働者による集団訴訟を立ち上げ、それをもってドイ ツ政府への圧力を強めていたことも一定の役割を果たしたという見方もある。∞ 1999年2月16日、ドイツ政府はボンで企業代表(大手12社。その後16社に増 加。)と会談し、企業が出資して30億マルク規模の民間基金をつくり、被害者 に補償していくこと、同時に米における法的安定性の確立の二つの目標を交渉 で追求していくことで合意した。基金設立の目的は、米国におけるドイツ企業 に対する集団訴訟によってもたらされる危険を除去することにあった。この時 点ではドイツ政府の出資は見送られた。

しかし、集団訴訟取り下げの動きが見られないないばかりか新たな提訴の動きさえ出て、その数は最終的に60にも達した。99年7月、シュレーダー首相は補償問題交渉の政府側の代表に、野党FDPの重鎮オットー・グラーフ・ラムスドルフ元経済相(Otto Graf Lambsdorff)を任命し、同問題に対して超党派で臨む姿勢を明らかにした。

1) 基金の設立 (誰がどれだけ拠出するのか)

すでに同年5月に第一回の国際交渉が開始されたが、まず重要な争点となったのが基金の規模であった。99年10月6日、ラムスドルフ代表は60億マルクという具体的な基金案を提示した。これは、これまでの方針を転換し、∞企業拠出の40億マルクに加え、政府も20億マルク拠出するという内容であった。しかし、これに対して、ユダヤ人団体や弁護士の間から激しい反発が起き、新聞広告でのキャンペーンも展開された。原告弁護士達は当初200億マルク規模の基金設立を求めており、ドイツ側の提示金額とは大きな差があった。そこで、11月にラムスドルフ代表は80億マルク(企業50億マルク、政府30億マルク)を提示したものの、不調に終わった。∞

1999年12月17日にようやく第7回交渉において、企業50億マルク、ドイツ政府50億マルクの出資による計100億マルクの「記憶・責任及び未来」基金を設立することで、ドイツ企業、政府、ドイツに対してナチス被害者であるイスラエル以外の全ユダヤ人の請求権を代表する対独ユダヤ人物的請求権会議、東欧諸国など当事者間の合意が成立した。強制収容所で強制労働に服したユダヤ人を中心とするいわゆる「奴隷労働者」(生存者推定約23万人)に対しては一人1万5000マルク、占領地から連行され、民間企業の工場などで強制労働に服した「強制労働者」(同約100万人)に対しては一人5000~6000マルクが支給されるという、被害の程度に応じた支給額の基準が定められた内容であった。ドイツ政府は2000年1月26日に基金を設立する法案を閣議決定した。しかし、法案に「これまで支払われた補填分について考慮に入れる」ことが記載されており、すでに補填金を受け取ったユダヤ人被害者などに対しては、その分を差し引くとの方針を打ち出した。これに対して、被害者弁護士側が反発、法案を再度練り直すという事態を経て≈3月22日に「基金」を設立する法案の閣議修正がなされた。

2) 「法的安定性」の問題

もう一つの争点となったのが、米国におけるドイツ企業に対する新たな損害

賠償訴訟からの免責をいかに確保するかという「法的安定性」の問題であった。ドイツ企業側は、この問題が解決されるまでは基金に資金の拠出はしないという立場をとった。さらに、米国政府がこれ以上の提訴が米国の利益にならないとの宣言(「利益声明」)を出すこと、及び米独政府間でそうした内容を盛り込んだ取り決めを締結することを要求するという頑とした姿勢に出た。™他方、米国側は利益声明だけでこと足りると考えていたため、拘束力ある約束を取りつけようとするドイツ企業側の姿勢に反発した。また米司法省は、当該ケースにおける司法の決定の自由が制限されることにいっそうの憲法上の懸念をもつようになった。

このような「法的安定性」をめぐる曖昧な状況もあり、企業からの資金拠出も一向に進まなかった。2000年初めの時点で、基金への支出を表明した企業は約145社、集まった金額も20億マルク程度に止まっていた。2月1日には、ドイツ商工会議所連合会(DIHT)のペーター・シュティール会長(Peter Stiel)が20万社にのほる加盟企業に対して、基金への拠出を求める考えを明らかにした。具体的には、各企業が年間売上高の1000分の1を拠出することで、その年の6月までに不足分の30億マルクを確保したい意向であった。⁶⁰

他方、交渉自体は再び前進し始め、2000年3月23日には独・米政府及び被害者側との第11回交渉において、補償金の分配をめぐる当事者間の合意が成立した。100億マルクのうち「奴隷労働」や強制労働のための補償金に81億マルク(うち、対独ユダヤ人物的請求権会議(18億)、ポーランド(18億)、ウクライナ(8億)、ロシア(8億))、収奪された財産への補償として10億マルク(うち、対独ユダヤ人物的請求権会議(6億5000万))(以上、単位:マルク)、弁護士費用として2億マルクが分配された。第一回当初から被害者団体が多数参加していたが、補償金の分配をめぐっては、主としてユダヤ人団体と東欧諸国の団体との間で激しい競争が繰り広げられていた。

この間法的安定性など残された問題について、独米政府間で交渉が継続され、 6月12日ワシントンで開かれたドイツと米国の両政府間交渉で、米国政府がド イツ企業を相手取った強制労働補償に関する集団訴訟を防ぐ措置を取ることで 合意が成立した。米国政府は「ドイツ企業に対する強制労働に関する損害賠償請求を(米国司法当局が)棄却することが米国の国益にかなう。第二次世界大戦に起因する全てのドイツ企業に対する請求の解決のためには、基金が唯一の解決策である」旨の声明を発表した。当ラムスドルフ代表はこれを「法的安定性」の確立として評価し、受け入れた。かくして、7月6日連邦議会で全会派合同で提出された補償基金設置に関する法案(以下、「基金法」)が賛成多数で可決され(14日、連邦参議院も同意)、17日には法的安定性に関する規定を含む独米政府間協定が締結、交渉に参加した8ヶ国政府及びドイツ企業等による共同宣言が署名された。基金も発足し、31日「基金」第一回管理委員会(委員長:ディーター・カストルップ国連大使(Dieter Kastrup)(当時))が開催され、9月に「基金」第二回管理委員会で役員(役員会長及びその他役員)の指名が行われ(会長:ミヒャエル・ヤンセン元デグーサ社社長(Michael Jansen))、「基金」は実質的な活動を開始した。

他方、企業からの寄付金集めは捗らず、拠出を約束したのは約6000社36億マルクに止まっていた。2001年3月7日にはニューヨーク連邦地裁がドイツ企業を相手取った集団訴訟を棄却できないとの判断を下し、「法的安定性」が機能していないことが明らかになった。同地裁は判断理由として、ドイツ経済界が基金を36億マルクしか集めていない現状を指摘し、「被害者が公正な補償を得られない可能性がある」とした。

「基金」の発足が土壇場になって危ぶまれる中、ラムスドルフ代表が米国政府と精力的に交渉を行った結果、5月になって米国の裁判所に提訴されていた 集団訴訟を米司法当局が棄却する方針を示したことで、事態は解決に向けて動き出した。

米司法当局の方針転換の背景には、ドイツ経済界が一般企業から広く浅く資金拠出を求めることを事実上断念、「基金」に参加した大企業が出資金を上積みし、足りなかった資金の穴埋めをすることを受け入れたことがある。5月22日に米連邦裁判所のシャーリー・クラム長官(Shirley Wohl Kram)が累次の集団訴訟を却下したのを受けて、ドイツ経済界のゲンツ交渉代表は法的安定性

が確保されたことを確認、まもなく支払いが実行に移されるとの見通しを示した。さらに5月30日連邦議会が、独企業が損害賠償請求の対象にならないとの十分な「法的安定性」が確保されたことを確認し、ようやく基金発足問題は最終決着を見た。○□同日の連邦議会演説で、ラムスドルフ代表は「われわれは、自らの歴史の最も暗黒の章に金銭的終止符を打つべくこれまで努力してきた。しかし、道徳的終止符はあり得ないのであり、かつあってはならない」と述べて、締めくくった。○□ 補償支払いが開始されたのは6月15日であった。

強制労働者補償をめぐる交渉の結果は以下の通りである。

●基金の使途

基金の100億マルク(政府:50億、企業:50億)からは、元強制労働者に対する個人補償®のみならず、ユダヤ人財産の没収(「アーリア化」)に対する補償、青少年交流などの未来志向型プロジェクト(「未来ファンド」)の実施経費、管理・弁護費用を支弁する(表1)。強制労働の補償問題とは別に、当時欧州の5つの保険会社におけるユダヤ人に対する未払い保険金の問題が米国の「ホロコースト時代の保険金請求に関する委員会(ICHEIC)」において審議中であったが、ドイツ側の希望を受け、ドイツの保険会社の補償問題も「基金」の枠内で処理することとなり、ドイツの保険会社「アリアンツ(Allianz)」による補償分として5000万マルクが「基金」から賄われることとなった。\$\times\$

(表1) 各地域・対象への配分 (単位:100万マルク)∞

・強制労働者に対する補償	8,100
(内訳)	
対独ユダヤ人物的請求権会議	1,812
ポーランド	1,812
ウクライナ・モルドヴァ	1,724
ロシア・ラトヴィア・リトアニア	835
ベラルーシ・エストニア	694

チェコ	423
その他地域の非ユダヤ人	800
(但し、うち260は対独ユダヤ人物的請求権会議に支払い	,,)
その他のナチスの不法行為による人的損害に対する補償	50
・財産の損害(いわゆる「アーリア化」)に対する補償。ラ	未払い保険金 に
対する補償も含む)	1,000
・記憶及び未来ファンド	700
・管理・弁護費用	200
合計	10,000

●補償金の配分方法

補償金はそれぞれの地域等を担当するパートナー組織(「独・ポーランド和解」基金等)を通じて配分される(「基金」からの直接の補償金の支払いは行わない)。補償を受ける人の範囲については各パートナー組織に一定の裁量権がある(例えば、農場労働者を含めることも可能)。

●補償を受ける被害者

補償を受ける被害者にはドイツ国内のみならず、ドイツの占領下にあった国で強制労働に従事させられた者も含められることとなった(オーストリアを除く[©])。

●法的安定性

「基金」設置と引き替えにドイツ企業に対する法的安定性を確保するために、独米政府間で協定が結ばれた(Abkommen zwischen der Regierung der Bundesrepublik Deutschland und der Regierung der Vereinigten Staaten von Amerika über die Stiftung "Erinnerung, Verantwortung und Zukunft" (2000/7/27)。 本米国内の法廷で係争中の、あるいは今後起こされるドイツ企業に対する集団訴訟に際し、米国政府が「かかる訴訟は米国の外交的利益に反しており、

棄却することが望ましい」といった趣旨の「利益声明 (Statement of Interest)」 の発出することにつき合意された。米国以外の交渉参加諸国も、法的安定性の確保のために必要な措置をとることとされた。

●賠償問題

同交渉の過程で、2000年3月に米国側よりドイツに対する賠償請求権の問題は未解決であるとの姿勢が表明され、賠償問題に関する「2+4条約」の曖昧な性格を指摘されたドイツ側が慌てる一幕があった。****この点も交渉の懸案の一つとなったが、最終的に「米国としてはドイツに対し何ら賠償を請求しない」との文言を独米政府間協定に盛り込むこと(第三条第三項)で解決が図られた。すなわち、賠償請求権の存否についての解釈には踏み込まないこととされた。

3.「記憶・責任及び未来」基金の活動報告と支払い完了報告 (2001-2007)[™]

ここでは、補償支払い完了を受けて2007年6月に「記憶・責任及び未来」基金(以下、「基金」)より刊行された『「共通の責任と道徳的義務』:「記憶・責任及び未来」基金の支払いプログラムに関する決算報告書(>> Gemeinsame Verantwortung und moralische Pflicht << Abschlussbericht zu den Auszahlungsprogrammen der Stiftung >> Erinnerung, Verantwortung und Zukunft <</)』における「基金」の活動と決算報告に関する部分の概要を述べる。

●概略:2000年9月に発足した「基金」は、2007年6月に強制労働者を始めと する被害者への補償支払いを完了した。主な結果は、以下のとおり。

支払対象者:約166万人(およそ100ヶ国)

支払総額:43.7億ユーロ。支払いは各国のパートナー組織を通じて2回に分けて行われた。[№]

●基金 (最終収入)

原資:

101億マルク (51.64億ユーロ)

(内訳:ドイツ経済界™:51億マルク (26億ユーロ)、連邦政府:50億マルク (25.5億ユーロ)

·利子収入+寄付金⁽⁴⁾:

7.81億マルク (4.16億ユーロ)

合計:

108,81億マルク (55,8 億ユーロ)∞

●使途 (最終支出)47

・強制労働者への個人補償:

88,3億マルク(45,29億ユーロ)

(内訳:パートナー組織への支払い (43,63億ユーロ)、パートナー組織の管理費用 (1,66億ユーロ))

・その他のナチスの不法行為による

人的損害に対する補償:

1,0億マルク(0,54億ユーロ)

・財産の損害に対する補償:

2,0億マルク (1,02億ユーロ)

・未払い保険に対する補償:

2,0億マルク(1,02億ユーロ)

・特別人道プログラム:

6,5億マルク (3,32億ユーロ)**

· 弁護士 · 法律顧問費用支弁:

1,2億マルク (0,66億ユーロ)(4)

基金の管理費用:

0,7億マルク(0,36億ユーロ)

・「記憶と未来」基金:

7.0億マルク(3.58億ユーロ)

合計:

108,7億マルク(55,79億ユーロ)

●基金の諸機関50

1) 管理委員会 (Kuratorium): 最高決定機関。

(イ) 構成:委員総数27人。委員長は首相により任命。メンバーの任期:4年。 (メンバー内訳:票決に際しては、各集団に一票。)

- ·委員長(1人)
- ・「ドイツ経済界基金イニシアティブ」(4人)

- ・ドイツ連邦政府(連邦議会議員(5人)、連邦参議院代表(2人))
- ・ドイツ外務省(以下、1人)
- ・ドイツ財務省
- ・イスラエル、米国、ポーランド、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、チェ コ各政府代表
- ・各国パートナー組織(ポーランド、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、チェコ)
- ・対独ユダヤ人物的請求権会議、国際移住機関 (IMO)、国連難民高等弁務 官 (UNHCR)、ナチス被迫害者情報・相談連邦連盟の各代表
- ・「ドイツ・シンティ・ロマ中央評議会」「社団法人ドイツ・シンティ連合」 「国際ロマ連合」(共通一票)
- ・米弁護士代表
- (ロ) 主要任務:基本的問題に関する決定。(補償プログラムの基本的金銭事項。 利子の使途についての決定。その他の収容施設の認定手続き。役員会の選出 と監督。年間財政計画の決定。役員会の提案を受けた上での「記憶と未来」 基金のプログラム・プロジェクトの決定)

2) 役員会(Vorstand)

3人(議長、その他2名。管理委員会により選出)より構成。基金の業務運営(補償プログラムの実施・基金法の正しくかつ統一的適用に関するパートナー組織の監督)。各パートナー組織との協約締結。パートナー組織の決定、補償に必要な金銭の拠出、その管理の検証。基金の裁判・裁判外解決の場における代表としての行動。

3) パートナー組織:基金と協力して元強制労働者とその他の犠牲者への補償給付を実施。

組織一覧

・「ポーランド・独和解」基金

- ・「理解と和解」ロシア基金 (ラトヴィア・リトアニアからの申請も担当)
- ・「理解と和解|ウクライナ国民基金(モルドヴァからの申請も担当)
- ・「理解と和解」ベラルーシ基金(エストニアからの申請も担当) (以上3カ国の基金は、CIS南部諸国居住の対象者もカバーする)
- ・独・チェコ未来基金
- ・対独ユダヤ人物的請求権会議(JCC)(上記国以外の地域に居住するユダヤ人申請資格者を担当)
- ・国際移住機関(IOM)(上記国以外の地域に居住する非ユダヤ人申請資格 者を担当)

●支払いプログラム™

- 1) 基金の任務
- ①強制労働者への補償(44億5000万ユーロ)
- ②その他のナチスの不法行為による人的損害への補償(2560万ユーロ) 人体実験、強制労働者の子供の施設への強制入所。²³
- ③財産の損害への補償 (1億220万ユーロ)
 - ・「連邦補償法」カテゴリーのナチスの不法行為によるもの(7670万ユーロ)
 - ·その他のナチスの不法行為によるもの (2560万ユーロ)™
- ④未払い保険金への補償

ドイツ・ユダヤ人については、1998年に「ホロコースト時代の保険金請求に関する委員会」(ICHEIC)™が設立され、請求の認定と補償手続きを担当。今回の補償ではドイツ以外の被害者も対象となる。請求手続き、審査、支払いに関しては基金・ICHEIC・ドイツ保険業界総同盟の間で締結された特別協定によって規定されている。

- ⑤人道的基金による3つのプログラム
 - ・ユダヤ人ホロコースト生存者の社会的目的のためのプログラム(ユダヤ・ クレーム会議へ、1億4100万ユーロ)
 - ・シンティ・ロマのホロコースト生存者支援のためのプログラム(IOMへ、

1228万ユーロ)

- ・未払い保険金損害のための基金と関連するユダヤ人組織による人道的プロ ジェクト (1億7900万ユーロ)
- 2) 強制労働における給付対象者のカテゴリー⁵⁵ 補償支給額の基準は、次の3つの条件により構成されている。
- ①収容施設の種類とそこでの収容状況
- ②強制労働の難度
- ③強制移送の事実
- ○強制労働の主要カテゴリー:
- ・カテゴリーA:強制収容所及びそれに準ずる収容所の収容者(「奴隷労働者」) (強制収容所で労働力を搾取された者。およびゲットーで強制労働に従事した者)

パートナー組織の裁量により、収容状況の困難度に応じて給付額を決定。5000 マルク(2560ユーロ)から15,000マルク(7670ユーロ)。

・カテゴリーB:「強制労働者」(故郷からドイツもしくはドイツ占領地域へ移送され、収容もしくはそれに近い劣悪な生活状況の中、強制労働に従事した者)

最高額5000マルク(2560ユーロ)。

・カテゴリーC (「オープン条項」の一定条件下での適用): その他の対象者 (例:家事労働従事者、出身国での労働従事者、それに準ずる者)

パートナー組織自身が、対象者への給付に関する裁量を付与されたカテゴリー。カテゴリーA・B対象者への補償完了後に十分な資金が残っているという条件と、上述の法定基準との最低限の接点(強制労働、収容、強制移送)があることが条件。その結果、何十万人もの農業労働従事者への補償が行われた。

残余金がある場合、一部のパートナー組織は非移送強制労働者や隠れ家にいた ナチス犠牲者に対しても同カテゴリーに算入して補償金を支給した。給付額に ついてはパートナー組織自身が決定する(最高額5000マルク)。場合によって は、強制労働に従事しなかったが、それに準ずる対象者に対しても支給された。

3) 基金法の対象外とされた犠牲者集団™

①戦争捕虜

基金法第2条第3項によれば、補償対象者は民間人のみに限定される。この際、被害の深刻度ではなく、法的地位が問題とされる。その理由として、ドイツ政府は民法上の損害と戦時国際法 (賠償法) による請求の峻別を挙げている。すなわち、戦争捕虜の強制労働はあくまでも戦時国際法 (賠償法) に関わるものであり、ナチス犠牲者を対象とする補償法とは無関係であるということである。但し、次の2つのケースについては例外としている。(1)強制収容所に収容されていた場合。(2)一旦民間人として釈放された後に民間強制労働者として動員された場合。

②イタリア軍人収容者

1943年のムッソリーニ独裁の崩壊と連合国との停戦協定締結後、ドイツ側で闘うのを拒んで捕虜となったイタリア軍人。ナチスからはその後「軍人収容者 (Militärinternierte)」と呼ばれて民間人として扱われ、最悪の場合強制労働にも従事させられた。57

③西ヨーロッパ出身強制労働者

但し、カテゴリーAまたはカテゴリーB対象者でも収容所に収容されていた者に限り、補償対象となる。その理由として、西ヨーロッパ出身の強制労働者は中東欧出身者より優遇されていたことによる。

4) 残余金の利用 54

被害者に対する個人補償が終了した後で発生した残余金(約2000万ユーロ)の使途について、2005年管理委員会は次のように決定した。すなわち、残余金を人道プロジェクトに回すと同時に、パートナー組織への配分を行う。各パートナー組織は同残余金を医療もしくは社会福祉プロジェクト実施に充当する。

●「記憶と未来」ファンド

「記憶と責任及び未来」基金設立と同時に、持続的かつ将来にわたって活動する支援基金として設立された。同ファンドには同基金の原資総額の7%(3億5800万ユーロ)が原資として供された。2006年末現在、4億2400万ユーロの資産を有するドイツ最大の基金であり、その任務は「基金法」第2条第2項により規定されている。すなわち、国民間相互理解、ナチス体制の生存者の利益、青少年交流、社会的公正、全体主義体制及び暴力的支配の記憶ならびに人道的分野における国際協力に資するプロジェクトの支援促進である。プロジェクトの選定は独立した専門家に依頼している。2006年に設立5年で初めて支援の成果と実践に関する活動報告書を公表した。46

おわりに

さまざまな当事者が参加し、一度は法的安定性の保証の問題をめぐって頓挫しかかった強制労働者補償問題をめぐる交渉は、2001年5月30日に連邦議会によりドイツ企業に対する十分な法的安定性の確認が為されたことで区切りが付き、翌月から被害者への補償金の支払いが開始された。一旦支払いが開始されると、ドイツ・ポーランドの間でズローチへの為替交換による損失問題でなどがあったものの、支払いは比較的順調に進み、***2007年6月11日に支払い完了を迎えた。

ここで同補償の評価と今後の問題点の示唆を、これまでのドイツの戦後補償の中に位置付けつつ行いたい。まず評価として挙げられるのは、基金設立により強制労働者への補償の道が切り開かれたことである。これまで「賠償問題」

として補償の対象外とされてきた問題をナチスの不法行為による被害に対する「補償問題」と定義し直し、これまでほとんど補償を受けることがなかった中東欧諸国の元強制労働者に対して道徳的責任から補償を行なったことは、その直接的背景としてアメリカでのドイツ企業に対する集団訴訟、それにともなう不買運動やキャンペーン広告などドイツ企業の海外市場における活動と利益への脅威と圧力があったとは言え、画期的と評すことができる。また、補償の背景や形態に関して言えば、これまでの補償と比較して、非国家主体の影響力とそのプレゼンスが増したことがその特徴として挙げられる。そもそもの発端はアメリカにおいてドイツ企業に対する集団訴訟が頻発したことにあり、これに対して主要な大企業が中心となって基金イニシアティヴが発足し、政府と共に基金の原資を折半で拠出した。*** また補償をめぐる交渉では、集団訴訟を担当した米国の弁護士、ユダヤ・クレーム会議や中東欧諸国の「和解基金」など各被害者団体が参加し、重要な役割を担った。

しかし、元来「賠償問題」とされてきたことによって取り上げられなかった強制労働者補償問題も、結局は「ナチスの不法行為」による被害と見なすことによって、それに対する個人補償を行うという従来の補償のあり方を踏襲したと言える。じじつ、政府は一方で同問題を従来の「賠償問題」からナチスの不法行為に対する「補償問題」と解釈し直すことで、もはや賠償問題は存在しないというこれまでの立場を維持しつつ、他方で従来の補償制度の足りなかった点を補うものとして、新たな補償法ではなく基金設立法を制定することで具体的な救済策を講じた。さらに政府と「ドイツ経済界基金イニシアティヴ」は共に法的義務でなく、あくまで「道徳的責任」ないしは人道的見地から基金を通じて補償を行うとし、従来のナチスの不法行為に対する個人補償という戦後補償における一貫した立場を崩していない。「基金法」前文にも法的義務に関する言及はなされておらず、「ドイツ経済界基金イニシアティヴ」は法的義務でなく、あくまで人道的見地から自発的に補償を行うことを明言していた。M

他方で、ドイツに残された戦後処理の最後の大型案件である強制労働者補償 問題に対して、「基金」設立による解決を図ったドイツ政府が同補償を事実上 最後の包括的金銭的補償と見なしていたことは、先述したラムズドルフ政府代表の演説の他、例えば「基金」の補償支払いの対象として強制労働者補償だけでなく、人体実験による損害や財産に対する損害、未払い保険金問題なども含めたことに表れていると言ってよいであろう。かくして、「基金」の設立は当時のシュレーダー首相や関係者によって、金銭的補償の終止符として理解された観がある。☆さらに、補償支払完了を歓迎し、基金関係者の労をねぎらいつつも、ドイツの道徳的な意味での「終わりなき責任」を説いたメルケル首相の演説は、裏を返せばこれにより事実上の戦後処理、すなわち、講和条約を締結し、国際法的義務としての賠償を支払い、その他の請求権を互いに放棄し、関係を正常化するという意味での戦後処理が完了したと同時に、歴史的、道徳的責任に基づく歴史研究や両国民間の和解・理解の促進を目的とする活動は継続されるし、されなければならないという意を含んでいるとも受け取れる。いわば、「賠償」による戦後処理の代替物としてのドイツの戦後「補償」が、これにより終止符を打たれたと理解することも可能である。

しかし、先述したようにドイツの戦後補償政策は賠償問題に対する立場であれ、法的安定性の問題であれ、その法的根拠は不明確な面を持つ。補償の根拠として道徳的責任を強調するのも、この点に由来するところがある。今後こうした面を突いて、新たな訴訟の動きや補償の要求が起きる可能性は決して否定できず、現にそうした動きや懸念がいくつか存在する。以下にその概要を述べたい。

①米国での訴訟の動き

2007年6月の基金の補償支払い終了時に、基金設立当時「ドイツ経済界基金イニシアティヴ」の代表を務めたダイムラー・クライスラーの元役員であるゲンツがフランクフルター・アルゲマイネ紙に対して、米国内では当時の合意(「法的安定性」)にも拘わらず再び訴訟が起きていると述べ、しかも原告達の代理人である弁護士はドイツの基金管理委員会のメンバーであり、かつ法的安定性についての声明に共に署名した人物であるとし、米国政府はこの件につい

てドイツ企業を積極的に支援する姿勢を見せていないと批判した。さらに「ドイツ経済界は全ての義務を履行した。これ以上の金額を支払うことはできないし、支払われる予定もない」とコメントした。⁸⁹

②米国の「ホロコースト保険情報公開法」(HVIRA) の問題

カリフォルニア州、フロリダ州などで成立した州法。該当州でビジネスを行おうとする保険会社に1920年頃から1945年までのホロコースト関連の個人情報の開示を義務づけるもので、保険会社が情報開示に応じない場合には免許取り消しを行うことができる。

保険に関する補償請求は「記憶・責任及び未来」基金の対象となっているが、 米各州の行政・立法行為は独米政府間協定で合意された「法的安定性」の対象 外となることから、今後も同じような問題が起こる可能性は排除されない。™

③イタリア元軍人収容者の補償問題

1943年イタリアが連合軍に降伏後、ドイツ軍はイタリアの軍人を捕虜(Kriegsgefangene)として収容し、その後ヒトラーの命令により「軍人収容者(Militarinternierte)」と呼び、国際法に違反して民間人の地位を付した上で、殆どを強制労働に従事せしめた。「基金法」によれば、戦争捕虜は補償金支払いの対象とはされていないが、以上の事情から彼らに対する補償金の支払いの問題が持ち上がった。しかもイタリアには約5万人(6万人とも言われている)の元軍人収容者が生存しているとされたため、彼ら全員への補償は基金のキャパシティをはるかに超えることになり、ドイツ側は慎重に問題を検討、国際法の専門家に所見を求めた。その結果、1)イタリア軍人収容者の民間人の地位への変更は国際法上無効であり、2)たとえナチス体制により該当する戦時法による相応の処遇を拒絶されていたとしても、当該者は終戦まで戦争捕虜として見なされるとされた。したがって、元軍人収容者は強制収容所に収容された場合を除き、補償の対象外とされた。**およそ10万人がTOM(国際移住機関)に補償請求を申請したものの、却下された。ドイツ政府のかかる法解釈とそれに

基づくIOMの却下措置に対して、元軍人収容者による数次にわたる訴訟が欧州人権裁判所およびイタリア国内で起こされた。これに対し、ドイツ政府はかかる訴訟手続きを、国家は主権行為を行う場合、他国の国民から訴えられることは認められないという国家主権免除の原則の侵害と主張し、ドイツ国内では2004年に憲法裁判所が訴えを棄却した。さらに元軍人収容者4150人によるベルリンの行政裁判所への訴えも棄却された。194

ところが、2008年6月6日にイタリア最高民事裁判所が、ナチス被害者のド イツ政府に対する補償請求を認める判決とイタリアの元強制労働者の同国内で のドイツへの補償請求訴訟は可能との判決を下し、国家主権免除の原則を享受 しうるというドイツ側の異議申し立てを、かかる原則は戦争犯罪のような国際 法の重大な侵害の場合は有効でないとして退け、さらにこの法解釈を60年以上 前の事件に対しても遡及して適用した。10月21日にはイタリア最高裁である破 棄院が、約100万ユーロの損害賠償を支払うようドイツに対して命じたイタリ ア最高民事裁判所の判決を認めた。これに対し、ドイツ外務省は11月3日戦後 処理問題に関し、「国家主権免除の原則の弱体化を阻止すること | を目的とし てハーグの国際司法裁判所(ICI)にイタリアに対する訴訟を提起すると発表™、 同月18日トリエステで開催された独伊政府間協議において、イタリア政府は発 表された共同宣言の中で「イタリアは、国家主権免除の原則に関するICIの決 定は複雑な法律問題を解明に導くために助けとなるとの見解 | であるとし、べ ルルスコーニ (Silvio Berlusconi) 首相は「イタリアはドイツがこの問題につ いてICJに付託するのであれば、それを受け入れ、ICJの判決に従う|旨表明し た。かかるドイツに対する支持の理由としてイタリア政府もまたドイツ政府同 様™、北アフリカなどにおけるイタリアの戦争の不法行為に由来する損害賠償 訴訟の波が押し寄せることを懸念していることがある。♡また両国政府は共同 宣言において虐殺されたイタリア人及びイタリア軍人収容者が受けた苦難を認 め、この問題に関する共同の歴史委員会を設置することで合意した。シュタイ ンマイヤー外相(当時)(Frank-Walter Steinmeier) とフラッティーニ外相 (Franco Frattini) は共にイタリアのトリエステにある「ラ・リシエラ・デ

ィ・サン・サッバ(La Risiera di San Sabba)」強制収容所跡を訪れ、ドイツへの移送の前にしばしば苛酷な条件で抑留された約60万人のイタリア軍兵士を追悼し、シュタインマイヤー外相は献花を行った。

他方、強制労働とは関係ないものの、「ルクセンブルク協定」(1952年)により補償問題が解決済みとされているイスラエルから2007年になって新たな補償要求が出現(ナチス時代に子供であったホロコーストの犠牲者や、ホロコースト生存者の子供達によるドイツ政府を相手取った集団訴訟の動き)で、同年11月には閣僚であるエイタン年金問題担当大臣(当時)が、ルクセンブルク協定の再交渉と新たな補償の要求をドイツ政府に対して行なった。とりわけ後者は冷戦後の旧ソ連からの大量の移民による被害者への支給額の増加と、彼らの多くが十分な年金を支給されずに困窮しているという現実がその背景となっており、ですでに二国間協定や諸々の苛酷緩和基金により補償問題として解決したケースですら相手側の国内事情により揺らぐ可能性があることを示唆している。でその意味で、ドイツの戦後補償は金銭的意味においても「終わることのない」状況が依然として続いているのであり、強制労働者問題も含めて今後も注視していく必要がある。

別添1:ドイツの戦後補償(2009年12月末現在)

ナチス犠牲者に対するドイツの補償状況(単位:10億ユーロ)

- ・連邦補償法 (Bundesentschädigungsgesetz:BEG) (1956年制定。1965年改定。ナチスによる被害者で第三帝国領域に居住していた者。国籍を問わない。(人的損害に対する補償)) 46.087
- ・連邦返還法 (Bundesrückerstattungsgesetz:BRüG)(1957年制定。ナチスにより強制的に収用された動産及び不動産等物的損害に対する補償)2.023
- ・補償年金法(Entschädigungsrentengesetz:ERG) (1992年制定。旧東独におけるファシズムへの抵抗者及びその犠牲者に対する年金を継続し、更に旧東独地域におけるナチス迫害の犠牲者に対する補償を実施。) 0.790
- ・ナチス迫害者補償法 (NS-Verfolgtenentschädigungsgesetz:NS-VEntschG)
 (1997年制定。旧東独において財産を失ったユダヤ人に対し、補償基金から支払い。)
 - ・イスラエルとの補償協定 (Israelvertrag) (1952年締結。ナチスにより迫害を受けたユダヤ人 (同ユダヤ人のイスラエルにおける居住実現等が目的)。) 1.764
- ・包括協定 (Globalverträge: o.A.) (1952-72年。ナチスの行為により被害を受けた各対象国国民)™

1.460

- ・その他の法律に基づく給付 (Sonstige Leistungen)[®] 5.191
- ・各州が独自に行う補償措置(Leistungen der Länder außerhalb des BEG) (連邦法の枠外で各州はそれぞれの州法に基づき、ナチスの被害者に対し独 自の補償を行っている) 1.682
- ·各種苛酷緩和規程(Härteregelungen (ohne Länder))™ 3.851

・「記憶・責任及び未来」基金 (Stiftung "Erinnerung, Verantwortung und Zukunft") 2.566

総額 67.118

(約7兆5723億円)

出典:財務省(2009年末現在)「政府による補償給付(Leistungen der öffentlichen Hand auf dem Gebiet der Wiedergutmachung. Stand: 31. Dezember 2009)」

(http://www.bundesfinanzministerium.de/nn_4394/DE/BMF_Startseite/Service/Downloads/ より2010年9月27日取得)

別添2:元強制労働者とその法定相続人に対する補償支払いに関する統計で

		g with the state of
ベラルーシ	129,000	345.50
(内訳):ベラルーシ	120,000	324.80
エストニア	9,000	20.70
IOM	90,000	386.00
ユダヤ・クレーム会議	159,000	1,149.00
ポーランド	484,000	979.00
ロシア	256,000	426.00
(内訳):ロシア	228,000	380.00
ラトヴィア	13,000	22.60
リトアニア	12,000	18.40
CIS諸国	3,000	5.00
チェコ	76,000	210.00
ウクライナ	471,000	867.00
総計	1,650,000	4,362,00

注

- (1) ドイツ語ではStiftung "Erinnerung, Verantwortung und Zukunft". これについて 様々な邦訳があるが、本稿では「記憶・責任及び未来」基金とする。
- (2) Frankfurter Allgemeine Zeitung (以下、FAZ), 2007.6.12, S.1-2. 演説全文は以下を参照。

 $http://www.bundeskanzlerin.de/nn_915660/Content/DE/Archiv16/Rede/2007/06/2007-06-12-rede-merkel-stiftung.html$

(2010年9月29日取得)

(3) 例えば、2001年5月30日に連邦議会がドイツ企業が損害賠償請求の対象にならないとの十分な「法的安定性」が確保されたことを確認した際、補償交渉の政府代表を務めたラムズドルフ代表(コール政権時代の経済相。「基金」管理理事会副会長

を務めた。) は、「我々は自らの歴史の最も暗黒の章に、金銭面で終止符を打つべくこれまで努力してきた。しかし道徳面での終止符はあり得ないし、あってはならない。このことを認識してこそ、暗い過去から明るい未来への道が開けるのである」と述べている。三好、191-192頁。Goschler (2005)、S.467、

(4) ドイツの戦後補償全般に関するものとして、広渡清吾「ドイツにおける戦争責任 と戦後責任」粟屋憲太郎・田中宏・広渡清吾・三島憲一・望田幸男・山口定『戦争 責任・戦後責任。日本とドイツはどう違うか」、朝日新聞社、1994年、またドイツ の戦後補償の法体系・制度全般に関する詳細な解説として、山田敏之「ドイツの補 償制度」国立国会図書館調査立法考査局編『外国の立法』34 (3 ・4) (特集:戦 後補償)、1996年、8-53頁、朝日新聞戦後補償問題取材班編『戦後補償とは何か』、 朝日文庫、1999年、戦後補償を含むナチスの過去に対する戦後ドイツの取り組みを 論じたものとして石田勇『過去の克服:ヒトラー後のドイツ』、白水社、2002年が ある。ドイツにおける研究については膨大であるため、比較的新しいものを挙 げるに留める。例えば、Peter Reichel, Vergangenheitsbewältigung in Deutschland: Die Auseinandersetzung mit der NS-Diktatur von 1945 bis heute, München, 2001 (ペーター・ライヒェル『ドイツ 過去の克服 ナチ独裁に対する1945年以降の政 治的・法的枠組み』、小川保博・芝野由和訳、八朔社、2006年、Constantin Goschler, Schuld und Schulden. Die Politik der Wiedergutmachung für NS-Verfolgte seit 1945, Göttingen, 2005, Hans Günter Hockerts, Claudia Moisel und Tobias Winstel (hg.) Grenzen der Wiedergutmachung. Die Entschädingung für NS-Verfolgte in West- und Osteuropa 1945-2000, Göttingen, 2006. 強制労働者補償問題 について、邦語文献にはボルカー・クライン (石川荘太郎・訳) 「日本とは違う事 情。ドイツの「強制労働」補償問題を追う」『正論』334号(2000年6月)、矢野久 「ドイツ『記憶・責任・未来』基金の歴史的意義」『世界』(2000年12月号)、139 145頁、同「ドイツ戦後補償と強制労働補償基金の意義」『三田学会雑誌』95(4)。 2003年、669-696頁、仲正昌樹「「連邦補償法」から『補償財団』へ―ドイツの戦 後補償の法的枠組の変化をめぐって」「金沢法学」43(3)、2001年、89-136頁、佐 藤健生「ドイツ強制労働補償財団の現況と今後の課題」『外国の立法』210 (2001年 10月)、1-20頁、ドイツ連邦共和国における『記憶・責任・未来』基金調査団編 『ドイツ連邦共和国における「記憶・責任・未来」基金調査報告書』、2000年、三好 範英『戦後のタブーを清算するドイツ』、亜紀書房、2004年、田村光彰『ナチス・ ドイツの強制労働と戦後処理:国際関係における真相の解明と「記憶・責任・未来」 基金』、社会評論社、2006年がある。ドイツにおける文献では、ナチス・ドイツ時 代の強制労働の実態についての歴史研究として、Mark Spoerer, Zwangsarbeit unter dem Hakenkreuz. Ausländische Zivilarbeiter, Kriegsgefangene und Häftlinge

im Deutschen Reich und im besetzten Europa 1939-45. Stuttgart/München, 2001. Urlich Herbert, Geschichte der Ausländerpolitik in Deutschland, Saisonarbeiter, Zwangsarbeiter, Gastarbeiter, Flüchtlinge, München, 2001, 特に第三章、強制労働 者補償問題を扱ったものとして、英語文献ではBenjamin B. Ferenz, Less than Slaves, Cambridge (1979, 2nd: 2002) (ベンジャミン・B・フェレンツ『奴隷以下』 住岡良明・凱風社編集部共訳, 凱風社、1993年)、ドイツ語文献ではKlaus Barwig/ Günter Saathoff/ Nicole Wevde (hg.) Entschädigung für NS-Zwangsarbeiter, Baden-Baden, 1998, Matthias Arning, Späte Abrechnung, Über Zwangsarbeiter. Schlußstriche und Berliner Verständigungen, Frankfurt/M., 2001, Susanne-Sophia Spiliotis, Verantwortung und Rechtsfrieden. Die Stiftungsinitiative der deutschen Wirtschaft, Frankfurt/M., 2003などがある。交渉当事者の回想録として、当時アメ リカ側の担当者であったアイゼンスタット国務省次官補(当時)によるStuart E. Eizenstat, Imperfect Justice. Slave labor, and the Unfinished Business of World War II. New York, 2003がある。さらに「記憶と責任及び未来 | 基金の補償支払い終了 を機に同基金から出された報告書、Michael Jansen und Günter Saathoff (hg.), >>Gemeinsame Verantwortung und moralische Pflicht<<Abschlussbericht zu den Auszahlunsprogrammen der Stiftung >> Erinnerung, Verantwortung und Zukunft<<、Göttingen, 2007には、シュレーダー政権時の首相府の学術アドヴァイ ザーとして同問題に直接関わった歴史家Lutz Niethammer による問題の背景と交渉 の経緯を解説した論考 "Von der Zwangsarbeit im Dritten Reich zur Stiftung>>Erinnerung, Verantwortung und Zukunft<<Eine Vor-Geschichte" が収 録されている。

(5) Dietrich Eichholz, "Zwangsarbeit in der deutschen Kriegswirtschaft," Ulrike Winkler (hg.), Stiften gehen, NS-Zwangsarbeit und Entschädigungsdebatte, Papy Rossa Verlag, 2000, S.16-18.

最小限のおよそ800万人という数字は、ナチス側の労働担当部局が1944年10月31日、同年12月30日に公表した1944年8月~9月における大ドイツ帝国の外国人強制労働者総数790万6760人に基づく。ドイツ戦争経済を研究している経済史家ディートリヒ・アイヒホルツは、この統計は例えば、1)強制収容所の囚人数が含まれていない、2)死亡者、逃亡者等が含まれていない等の理由により、1939年から1945年までの強制労働の実態が反映されていないとし、経済史学者クチンスキー(Thomas Kuczynski)の示す1400万人という数字もあり得なくはないと述べている。なお歴史学者マーク・シュペーラー(Mark Spoerer)は1939年から1945年の外国人民間強制労働者数を843万5000人、同期間の戦争捕虜の強制労働者数を458万5000人としており、これを合計すると1302万人となる。

Mark Spoerer (2001), S. 221-222.

(6) ここでいう戦後補償の主体としてのドイツは、占領期西側ドイツ、西ドイツ、統一ドイツを指す。なお東ドイツでもナチス被害者に対する個人補償は行なわれていたものの、ナチスドイツに抵抗した反ファシズムの闘士たちが建設した国家としてその断絶性を強調していた東独政府は、ユダヤ人を始めとする外国人被害者に対しては何らの補償を行なわず、専ら東独に住所のある住民に限定していた。さらにその自国民に対する補償ですら、共産主義イデオロギーが認定基準として優先されたため、ユダヤ人やシンティ・ロマなどの人種及び共産主義以外の政治的信条によるナチス被害者は補償の対象外とされていた。

ナチスの不法行為に対する東独の補償については、Goschler (2005)、S.361-411.

- (7) 山田(1996)、10頁。
- (8) Barwig (1998), S.216.
- (9) ナチスの迫害に対する補償はWiedergutmachungと呼ばれ、価値中立的な損害や 損失の補償や補填を意味するEntschädigungと異なって、この語には不法な行為に 対する補償という意味の他に不正を正すという道徳的意味があるとされる。山田 (1996)、11-12頁。
- (0) 連邦補償法第1条第1項、山田 (1996)、9頁より引用。山田 (1996) によれば、この定義規定で最も重要な点は、補償の対象となる迫害と言えるためには典型的な迫害理由である「ナチズムに対する政治的反対か、人種、信仰、世界観」を理由としていなければならず、それ以外の理由に基づく行為はいくら残虐・非道なものであっても原則として補償法の対象とはならないということである。つまり補償法が原則として対象としていたのは、具体的には、ユダヤ人とシンティ族、ロマ族およびこれと同系の諸族、ナチスに政治的に反対したドイツ人または民族ドイツ人(主に東欧・旧ソ連に居住していたドイツの言語・文化集団に属する人)などであった。山田 (1996)、10頁。
- (1) 1952年末日時点で西ドイツ国内に居住している者、もしくは迫害終了後、一定の基準日において西ドイツ地域に一定の空間的関係を有していた者。国外移住者、国外追放者(主に、ユダヤ人亡命者)については、1937年の時点の旧ドイツ帝国領土に対して一定の空間的関係を有していた者。国籍は問わない(属地主義)。属地主義原則についての詳細は、山田(1996)、11頁、22頁、45-46頁、Hockerts (2006)、5.22.
- (2) 西ドイツが戦後補償においてこの峻別を強調したのには、第二次世界大戦で被害を受けた他の集団の個人もしくは集団による補償請求の拡張に対する国際法上の防護壁を設けようとする西ドイツ政府の政治的意図があったとする見方がある。 Goschler (2005), S. 15. すなわち、連邦補償法による補償の対象になるのは属地主義

に基づく被害者のみであり、この原則から外れた被害者(主に外国居住者)は、たとえナチスの典型的な迫害の被害者であっても同法による補償を受けることはできず、これらの人たちに対する補償は賠償に該当し、ロンドン債務協定により最終的な賠償の解決がなされるまで延期されているというのが西ドイツ政府の考え方であった。山田(1996)、24頁。しかし、このような西ドイツ政府の立場は、補償を要求する諸外国とりわけ西側諸国との緊張関係をもたらすこととなり、ドイツ政府は補償の概念を拡大せざるをえなくなり、連邦補償法とは別途「包括協定」を相手国と結ぶこととなった。またこれとは別に、ナチスの不法行為の被害者の請求を一般的な戦争賠償と切り離すことが前者に対する補償を実現する上で重要であったとする見方もある。Hockerts(2006)、S.8.

- (3) その根拠となったのが、1960年6月22日に閣議決定された「ドイツと外交関係のない国のナチス人体実験犠牲者のための苛酷緩和規定」と、申請件数の多さから前者を補完するものとして東欧4ヶ国(ユーゴスラビア(当時)、チェコスロヴァキア(当時)、ハンガリー、ポーランド)と1961年から72年にかけて締結した「東欧4ヶ国との補償協定」である。山田(1996)、35頁、Hockerts(2006)、S.40-41.
- (4) 同条約締結により全ドイツの平和条約が締結され、ロンドン債務協定第5条第2 項による賠償延期は終了したのではないかという見方が専門家の間から上がった。 1996年5月に強制労働補償問題をめぐって出された連邦憲法裁判所の判断に基づき (詳細は註14参照)、1997年9月に下されたボン地裁判決では同条約を全ドイツの平 和条約と見なす判断が示された。但し、同条約には賠償に関する規定がなく、かつ 全ての交戦国ではなく戦勝4カ国(米ソ英仏)との間でのみ締結されたため、平和 条約とみなせるかどうかは法的に議論の余地があり、ドイツ政府は同条約を平和条 約と見なす立場をとっていない。その背景には、ドイツ統一に伴い、旧敵国から膨 大な賠償請求がもたらされるのを懸念したドイツ政府が正式な平和条約の締結を回 避し、それにより賠償問題を「事実上解決ずみ(de facto erledigt)」とすることを 優先課題としてドイツ統一をめぐる多国間交渉に臨み、米国の支持を得てそれに成 功し、1990年9月12日に「ドイツに関する最終規定条約」を締結したことがある。 Goschler (2006), S.117-119. なお「事実上解決ずみ」という表現は、以下の首相府 文書に見出される。Vorlage des Ministerialdirektors Teltschik an Bundeskanzler Kohl, Bonn, 15. März 1990, Dokumente zur Deutschlandpolitik, Deutsche Einheit. Sonderedition aus den Akten des Bundeskanzleramtes 1989/90, bearb, von Hanns Küsters/Daniel Hofmann, München, 1998, S.956.
- (15) 三好(2004)、183頁。
- (6) 企業による支払いの実績については、Niethammer (2007), S.41-42, 田村 (2006)、 188-192頁。

- (17) 山田 (1996)、41頁、仲正 (2001)、108-111頁。しかし、1996年5月13日に強制労働補償問題に関連して出されたドイツ連邦憲法裁判所の判断では、「外国の国民に対する国際法上の不法行為に際しては、請求権は当該個人ではなく、彼の属する国家にのみ認められ、国家は「外交的保護」という方法で、国際法の下でその国の国民が尊重されるという国家の権利を実現する。・・・しかし、この「外交的保護」の原則は、被害を与えた国家の国内法が被害者に対して国際法上の義務の枠外において認めた請求で、かつ被害者の母国による国際法上の請求と並行してできるような請求を排除するものではない」とされ、強制労働者による個人補償請求権を排除する形とはなっておらず、これにより強制労働によって受けた被害に対して個人が補償請求する可能性が開かれた。BverGE94、331f. この判決は、Barwig (hg.) (1998)、S.221-247に収録されている。 なお非ユダヤ系の元強制労働者たちによるドイツ国内での訴訟のほとんどがロンドン債務協定第5条第2項を根拠に棄却される中、ユダヤ系の被害者は対独ユダヤ人物的請求権会議が大企業との間の交渉により得た和解もしくは企業により設立された基金を通じて補償金を受け取っていた。仲正(2001)、108-111頁。
- (18) 三好 (2004)、182-185頁。仲正 (2001)、117-118頁。 Günter Saathoff, "Die politischen Auseinandersetzungen über die Entschädigung von NS-Zwangsarbeit im Dritten Reich im Deutschen Bundestag-politische und rechtliche Aspekte," Barwig (hg.) (1998), S.49-63.
- (19) 三好 (2004)、185-187頁。Goschler (2005), S.450-451.
- (20) 同、186-187頁、Niethammer (2007), S.44-45.
- (21) ドイツ企業が将来において米国内の被害者による訴訟から守られること。
- (22) Spiliotis (2004), S.60.
- (23) Ebenda, S.61f.

なお、被害者の法的請求権について米国側が拘っていた背景には、それが米国の政治文化の根幹に触れるものであったことの他に、2000年の米大統領選を控えて民主党の最も有力な献金団体の一つであった弁護士団体「和解・集団訴訟専門弁護士」("Settlement Class Action Lawyers") に配慮せざるを得なかったことがあるとされている。例えば強制労働被害者側の有力な弁護士であったワイス(Melvyn Weiss)弁護士もその一人であった。

Ebenda, S.58, Amn. 90.

- (24) Ebenda, S. 62.
- (25) Goschler (2005), S.454.
- (26) 三好(2004)、187頁。
- ② この方針転換の背後には、基金へのドイツ政府の関与を求めるドイツ経済界と米

国政府の圧力があった。Niethammer (2007), S.57-58.

- (28) 三好(2004)、187-188頁。
- (29) 同、188頁。なお、同決定に対する批判は主に在米ユダヤ人元強制労働者からなされた。なぜなら、同元強制労働者は、ほぼ全員がすでに連邦補償法によりドイツから年金を受け取っていたためである。これに対し、中東欧諸国在住の元強制労働者は全く何の補償も受け取っておらず、これは両者の立場や利害の違いを示す一例と言える。
- (30) 同、188-189頁。
- (31) 同、189頁。
- (32) 例えば、強制労働者補償をめぐるカテゴリー間(「奴隷労働者」「強制労働者」) の補償額の比率(前者にはユダヤ人被害者が多く、後者には中東欧諸国被害者が多いため)や、財産に対する損害への補償の扱い(ユダヤ人被害者が多く該当)など。 Spiliotis (2004), S.129-134.
- (3) 2000年6月16日付の米大統領国家安全保障担当補佐官サミュエル・バーガー (Samuel R. Berger) と同大統領補佐官ベス・ノーラン (Beth Nolan) 署名のドイツ側への書簡。Bundesgesetzblatt Jahrgang 2000 Teil II Nr. 34 (27. November 2000) なおクリントン米大統領 (当時)による声明は、1999年12月13日付のシュレーダー独首相 (当時)宛の大統領書簡でなされている。同書簡とシュレーダー首相の返書はともにSpiliotis (2004)、S.313-314で参照可能。
- (34) 三好(2004)、190-191頁。
- (5) 連邦議会における基金法の提出は全会派合同で行われたが、同法を戦後補償の「終止符(Schlußstrich)」と見なすかどうかに関しては意見が分かれた。SPD、緑の党、民主社会主義党(PDS)がこれにより必然的に終止符が打たれたわけではないという立場を取ったのに対し、CDU/CSUは、同法は確かに道徳的な意味では異なるが、金銭的な意味では終結を意味すると強調した。ラムスドルフ代表の立場は後者に近いと言える。

Goschler (2005), S.465f.

- (36) 強制収容所に収容されていたいわゆる元奴隷労働者については一人15,000マルク、それ以外の元強制労働者については一人5,000マルクの補償が行われた。
- (37) Spiliotis (2004), S.141f.
- (38) Gesetz zur Errichtung einer Stiftung "Erinnerung, Verantwortung und Zukunft" 9. Abs., vom 2. August 2000, (BGB1. I1263) に基づいて作成。なおこれはあくまで予定額であり、最終支払額については本稿155頁を参照。同法、独米政府間協定等の関連法及び文書については以下の邦訳がある。「「記憶・責任・未来」財団の設立に関する法律 | (山田敏之訳) 「ドイツ連邦共和国政府とアメリカ合衆国政府の間の

- 「記憶・責任・未来」財団に関する協定」「「記憶・責任・未来」財団の準備に関する国際会議を終結させる最終総会における共同声明」(以上、渡邉斉志訳)「外国の立法」210 (2001,10)、21-41頁。
- (39) ドイツの基金法と平行して、オーストリアでも「和解基金法」によるナチス時代の強制労働の補償に向けた法的規定が導入されたため、両国での二重受給を防止するために設けられた規定。Michael Jansen, Gütner Saathof und Kai Hennig (2007), S.98.
- 40 1372 Bundesgesetzblatt Jahrgang 2000 Teil II Nr.34, ausgegeben zu Bonn am 27. November 2000.
- (41) 三好 (2004)、201-202頁。なお米国側が突如として同問題を持ち出してきた背景には、今後もドイツに対して補償請求する可能性を閉ざしたくない被害者側の弁護士が、強制労働者に対する交渉の最終段階において同問題を提起するようアイゼンスタット米政府代表に圧力をかけたことがあるとされている。Berliner Zeitung, 2000,3.16.
 - またNiethammerによれば、交渉の初期の段階から米国側は、ドイツに対する賠償 問題は平和条約の代替物としてのドイツ統一に関する「2+4」条約によって解決 されてはいないとの立場を示唆していたとされる。Niethammer (2007). S.47.
- 42) Michael Jansen, Günter Saathof und Kai Hennig (2007), Jansen/Staathof (2007), S.85-149, S.213, S.215.
- (43) Ebenda, S. 86.
- (4) 全体でおよそ6500社の企業が基金への寄付金を拠出。その多くは戦後設立された企業である。
- (45) その他、「ポーランド・独和解」基金の利子収入の為替差額補填(詳細は、註60 を参照)のための支払いを含む。
- (46) Jansen/Saathoff (2007), S.213.データは編集時点のもの (2006.12.31)。 なおここでは、1ユーロ=約1.95マルク換算で計算している。
- (47) Ebenda.
- (48) JCC、IOM、ICHEICによるものの総計。
- (49) 米国側とドイツ側の総計。
- (50) Ebenda, S.90-97.
- (51) Ebenda, S.107.
- (52) 対象者:医学的人体実験の被害者、強制労働者の児童施設入居者、強制連行と児 電施設への強制収容により子供と生き(死に)分かれたと訴えている強制労働者。
- 53) 非ユダヤ人もナチスによる財産没収の対象にされていたにもかかわらず、これまで中東欧・ソ連居住の被害者は「連邦返還法」の対象外とされてきた。

- (4) 1998年に米保険代理人、ヨーロッパ大手保険会社、ユダヤ人組織、生存者団体、イスラエル政府により創設。補償されていないナチス犠牲者の未払い保険金の認定と補償手続きの作成を目的とする。背景には大手保険会社に対する米での集団訴訟の頻発や、場合によっては、保険会社にとって魅力的な米市場への(アクセス)許認可を拒否するという米の保険代理人の脅しがあった。
- (55) Michael Jansen, Günter Saathof und Kai Hennig (2007), S,107, S.110-111.
- (56) Ebenda, S.122-123.
- (57) 詳細については、「おわりに」を参照。
- (58) Michael Jansen, Günter Saathof und Kai Hennig (2007), S.144.
- (59) Ebenda, S.145.
- (60) 2001年10月にドイツとポーランドの間で生じた問題。バートナー組織である「ポーランド・独和解」基金の希望により、「記憶・責任及び未来」基金は6月中旬補償金(約13億マルク)をポーランド通貨ズローチで三回に分けて送金した。しかしその直後にズローチが対マルクで大幅に下落し、約1.8億マルク相当の損失が発生した。ポーランド側は和解基金の事務局長を解任する一方で、ドイツ側にも責任があるとして損失分の補填を要求した。補填額をめぐる両国間の対立があったものの、2002年1月4日に両国基金間で補填金の支払い等につき合意がなされ、ドイツ側は1億マルクをポーランド側に支払った。
- (61) Goschler (2005), S.471, Süddeutsche Zeitung (以下, SZ) 2007.6.11.
- 62) なおNiethammerは、基金イニシアティブという形でドイツ経済界が強制労働者 に対する補償に前向きに取り組んだことは、市民社会の側からのナチスの不法に対する世代を超えた責任の自覚の現れであるとし、それが道徳的レベルに止まり、法 的責任の閾を超えることはなかったとしつつも、かかる行動は世代や国を超えた責任倫理がたとえ法的形態でないにしても、政治的・金銭的形態を見出したという意味で歴史文化(Geschichtskultur)における進歩として理解できるとして一定の評価を行っている。Niethammer (2007), S.53.
- 63 Michael Jansen, Günter Saathof und Kai Hennig (2007), S.86. 三好(2004)、208頁。
- 64 例えば、イニシアティヴ代表のM.ゲンツの1999年 5 月12日の演説。Goschler (2005), S.457.
- (65) 三好(2004)、208-209頁、
- (66) Frankfurter Allgemeine Zeitung (以下、FAZ), 2007.6.12. なお「記憶、責任及び未来」基金に関連したドイツ企業に対する法的安定性の現状については、2001年6月27日の連邦議会決議により、政府(外務省)が半年ごとに(2003年5月7日の第4回報告書以降は、毎年一回)議会に報告することが要請されている。最新の第11

回報告書(2009年4月15日)によれば、米国におけるドイツ企業に対する法的安定性について、2000年の「記憶、責任及び未来」基金発足以来、ナチス時代に由来する請求に関してドイツ企業に責任を認めたいかなる判決も確定されていない。さらに、ドイツ企業及びドイツ政府に対する訴訟については2010年3月31日現在、2009年5月に「ドイツ経済界基金イニシアティブ」等に対する訴訟1件の棄却が確定、ドイツ政府に対する訴訟1件が米連邦裁判所にて棄却後、原告が控訴中という状況である。

Vgl. Bundestagsdrucksache 17/1398 (15.04.2010), Unterrichtung durch die Bundesregierung: Elfter Bericht der Bundesregierung über den Stand der Rechtssicherheit für deutsche Unternehmen im Zusammenhang mit der Stiftung "Erinnerung, Verantwortung und Zukunft"

- (6) (6)の同報告書によれば、ドイツ政府は米国内における行政・立法行為に対する法的安定性に関して、行政措置については連邦、州いずれのレベルでも認識しておらず、法律及び立法行為についても州レベルでは認識していない。但し連邦レベルでは、2010年2月に下院で「HR4596法案(「ホロコースト保険情報公開法案」)」が21人の議員によって提出され、現在下院外交委員会及び法務委員会に付託されている。万が一同法案が可決された場合、各州単位でのナチス時代の保険金請求を求める訴訟に道を開くことになり、保険会社はナチス時代の保険証書についての詳細かつ包括的な情報の開示を義務づけられる恐れがあるとし、ドイツ政府は「ナチス時代の未払い保険金請求についてICHEICが唯一の話し合いの場である」旨の独米政府間協定の合意に違反するとしている。なおICHEICは2007年3月をもって未払い保険金請求の認定と補償手続きを終了している。
- (68) ドイツ政府はイタリア軍人収容者を含む戦争捕虜が同基金による補償の対象外となった理由について、ハーグ陸戦規定により捕虜を労働に従事させることが認められているためとしているが、実際の理由としては同軍人収容者の数が余りにも膨大(5万から6万人)で同基金では対処できないことが背景にあるとされている。SZ(2008.7.15)
- (69) SZ (2008.6.6).
- (70) ICJへの付託の根拠は、独伊双方が締結している「紛争の平和的解決に関する欧州条約」である。ICJがドイツの訴えを認める場合には、イタリアは同判決を実施して国際法違反を終わらせ、または除去するために必要な措置をとる義務を負うとされる。
- (71) イタリアでは2010年3月31日現在、イタリア人軍人収容者の強制労働及びナチス 親衛隊による民間人の虐殺等第二次世界大戦関連の損害賠償請求を目的としたドイ ツ政府に対する65件の個別及び集団訴訟が係属中である。

- Vgl. Bundestagsdrucksache 17/1398 (15.04.2010), Unterrichtung durch die Bundesregierung: Elfter Bericht der Bundesregierung über den Stand der Rechtssicherheit für deutshe Unternehmen im Zusammenhang mit der Stiftung "Erinnerung, Verantwortung und Zukunft"
- (72) SZ (2008.11.19). またフラッティーニ伊外相もイタリア最高民事裁判決についてのSZとのインタビューで、そのように述べている。SZ (2008.6.20).
- (73) *SZ*, 2007.10.19.
- (74) SZ, 2007.11.10/11, FAZ, 2007.11.23, WELT, 2007.11.23, 11.24.なお同大臣の要求に対し、シュタインブリュック財務相(当時)は再交渉するつもりはないこと、個人補償についてはユダヤ・クレーム会議との交渉により解決済みであるとコメントしている。
- (75) エイタン大臣の要求がイスラエル政府の中で突出しており、他の閣僚の支持を得たものでないことは明白であるものの、年金党という少数政党出身の同大臣が辛うじて連立政権を維持していたオルメルト政権(当時)において無視できない存在であり、イスラエルの国内外政治環境の不安定化、イスラエルにおける補償要求の集団訴訟がホロコースト被害者の第二世代によって為されているものがあること等(例えば、シュピーゲル誌の関連記事、"Lebenslang Verantwortlich" Der Spiegel (45/2007), S.154-158を参照)を鑑みると、過大視はせずとも今後も注視する必要があると考える。
- (76) 西欧12カ国 (ルクセンブルク、ノルウェー、デンマーク、ギリシャ、オランダ、フランス、ベルギー、オーストリア、イタリア、スイス、英国、スウェーデン) との包括協定 (1959-64年)、東欧 4 カ国 (ユーゴスラヴィア (当時)、ハンガリー、チェコスロヴァキア (当時)、ポーランド) との補償協定 (1961-72年)、但しナチスの人体実験による被害者のみを対象)、独米包括協定 (95年)、ボーランド、ベラルーシ、ロシア、ウクライナとの「理解/和解」基金 (1991-93年)、独・チェコ未来基金 (97年) を含む。
- (77) 公職従事者に対する補償及び国籍を理由とした迫害によって身体に障害を受けた 者に対する給付を含む。
- (78) ユダヤ・クレーム会議との合意に基づく拠出(1992年)、ナチスの犠牲により戦後難民となった者に対するUNHCRとの合意に基づく拠出、及びその他閣議決定等に基づき支払われた各種苛酷緩和措置等を含む。
- (79) Michael Jansen, Günter Saathof und Kai Hennig (2007), S.215. なおデータは編集 時点のもの(2006.12.31)。

参考文献一覧

- Benjamin B. Ferenz, Less than Slaves, Cambridge (1979, 2nd:2002) (ベンジャミン・B・フェレンツ『奴隷以下』住岡良明・凱風社編集部共訳、 凱風社、1993年)
- Mark Spoerer, Zwangsarbeit unter dem Hakenkreuz. Ausländische Zivilarbeiter, Kriegsgefangene und Häftlinge im Deutschen Reich und im besetzten Europa 1939-45, Stuttgart/München, 2001
- Klaus Barwig/ Günter Saathoff/ Nicole Weyde (hg.), Entschädigung für NS-Zwangsarbeiter, Baden-Baden, 1998.
- Matthias Arning, Späte Abrechnung. Über Zwangsarbeiter, Schlußstriche und Berliner Verständigungen, Frankfurt/M., 2001.
- Michael Jansen und Günter Saathof (hg.), >> Gemeinsame Verantwortung und moralische Pflicht<< Abschlussbericht zu den Auszahlunsprogrammen der Stiftung>>Erinnerung, Verantwortung und Zukunft<<, Göttingen, 2007.
- Susannne-Sophia Spiliotis, Verantwortung und Rechtsfrieden. Die Stiftungsinitiative der deutschen Wirtschaft, Frankfurt./M, 2003.
- Constantin Goschler, Schuld und Schulden. Die Politik der Wiedergutmachung für NS-Verfolgte seit 1945, Göttingen, 2005.
- Hans Günter Hockerts, Claudia Moisel und Tobias Winstel (hg.), Grenzen der Wiedergutmachung. Die Entschädingung für NS-Verfolgte in West- und Osteuropa 1945-2000, Göttingen, 2006.
- Lutz Niethammer, "Von der Zwangsarbeit im Dritten Reich zur Stiftung >> Erinnerung, Verantwortung und Zukunft << Eine Vor-Geschichte," Michael Jansen und Günter Saathof (hg.), >> Gemeinsame Verantwortung und moralische Pflicht << Abschlussbericht zu den Auszahlungsprogrammen der Stiftung >> Erinnerung, Verantwortung und Zukunft <<, Göttingen, 2007, S.13-75.
- Michael Jansen, Günter Saathof und Kai Hennig,
- "Abschlussbericht der Stiftung >> Erinnerung, Verantwortung und Zukunft <<",
- Michael Jansen und Günter Saathof (hg.), >> Gemeinsame Verantwortung und moralische Pflicht << Abschlussbericht zu den Auszahlungsprogrammen der Stiftung >> Erinnerung, Verantwortung und Zukunft <<, Göttingen, 2007, S.85-149.
- Dietrich Eichholz, "Zwangsarbeit in der deutschen Kriegswirtschaft," Ulrike Winkler (hg.), Stiften gehen, NS-Zwangsarbeit und Entschädigungsdebatte, Papy Rossa Verlag, 2000
- Christian Goschler, "Die Bundesrepublik und die Entschädigung von Ausländern seit

- 1966, "Hans Günter Hockerts, Claudia Moisel und Tobias Winstel (hg.), Grenzen der Wiedergutmachung. Die Entschädingung für NS-Verfolgte in West- und Osteuropa 1945-2000. Götingen. 2006. S.94-146.
- Günter Saathoff, "Die politischen Auseinandersetzungen über die Entschädigung von NS-Zwangsarbeit im Dritten Reich im Deutschen Bundestag-politische und rechtliche Aspekte," Klaus Barwig/ Günter Saathoff/ Nicole Weyde (hg.), Entschädigung für NS-Zwangsarbeiter, Baden-Baden, 1998, S.49-63.
- "Vorlage des Ministerialdirektors Teltschik an Bundeskanzler Kohl, Bonn, 15. März 1990," Dokumente zur Deutschlandpolitik. Deutsche Einheit. Sonderedition aus den Akten des Bundeskanzleramtes 1989/90, bearb. von Hanns Küsters/Daniel Hofmann, München, 1998, S.955f.
- 山田敏之「ドイツの補償制度」国立国会図書館調査立法考査局編『外国の立法』34 (3・4)(特集:戦後補償)、1996年、8-53頁。
- 矢野久「ドイツ 『記憶・責任・未来』基金の歴史的意義」 『世界』 (2000年12月号)、 139-145頁。
- 同「ドイツ戦後補償と強制労働補償基金の意義」「三田学会雑誌」95(4),2003年、 669-696頁。
- 仲正昌樹「「連邦補償法」から『補償財団』へ―ドイツの戦後補償の法的枠組の変化 をめぐって」『金沢法学』43 (3)、2001年、89-136頁。
- 佐藤健生「ドイツ強制労働補償財団の現況と今後の課題」『外国の立法』210 (2001年 10月)、1-20頁。
- 三好範英『戦後のタブーを清算するドイツ』、亜紀書房、2004年。
- 田村光彰『ナチス・ドイツの強制労働と戦後処理:国際関係における真相の解明と 「記憶・責任・未来」基金』、社会評論社、2006年。
- 報道: Die Welt (WELTと略す), Süddeutsche Zeitung (SZと略す), Berliner Zeitung, Frankfurter Allgemeine Zeitung (FAZと略す)

FAZ(2007.6.9), (2007.11.23),

SZ(2007.10.19), (2007.11.10/11), (2008.6.6), (2008.6.20), (2008.7.15), (2008.11.19).

Welt (2007.11.23), (2007.11.24)

"Lebenslang Verantwortlich," Der Spiegel (45/2007), S.154-158.

Bundestagsdrucksache 17/1398 (15.04.2010), Unterrichtung durch die Bundesregierung: Elfter Bericht der Bundesregierung über den Stand der Rechtssicherheit für deutsche Unternehmen im Zusammenhang mit der Stiftung

"Erinnerung, Verantwortung und Zukunft"